



平成27年の地方分権改革に関する 提案募集について

平成 27 年 4 月 3 日
内閣府地方分権改革推進室

地方創生における地方分権改革の位置付け

まち・ひと・しごと創生長期ビジョン—国民の「認識の共有」と「未来への選択」を目指して—（平成 26 年 12 月 27 日閣議決定）

Ⅲ. 目指すべき将来の方向

2. 地方創生がもたらす日本社会の姿

(1) 自らの地域資源を活用した、多様な地域社会の形成を目指す。

（中略）地方創生においては、人口拡大期のような全国一律のキャッチアップ型の取組ではなく、それぞれの地方が、独自性を活かし、その潜在力を引き出すことにより多様な地域社会を創り出していくことが基本となる。そのためには、地方自らが、将来の成長・発展の種となるような地域資源を掘り起こし、それらを活用していく取組を息長く進めていく必要がある。地域に「ないもの」ではなく、「あるもの」を探していくことや、「ないもの」をチャンスととらえ、チャレンジしていくことが重要となる。また、地方の自主性・自立性を高め、分権型社会を確立することもその基盤となる。

まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成 26 年 12 月 27 日閣議決定）

Ⅳ. 国家戦略特区・社会保障制度・税制・地方財政等

(カ) 地方分権

地方分権改革の推進は、地域が自らの発想と創意工夫により課題解決を図るための基盤となるものであり、地方創生において極めて重要なテーマである。

このため、国から地方への権限移譲や規制緩和に関する地方からの提案について最大限の実現を図るなど制度改正を強力に進めていくとともに、改革成果の情報発信や優良事例の展開等を図っていく。

◎創意工夫により魅力あふれる地域をつくる地方分権改革の推進（農地転用許可に関する制度等地方 6 団体要望への対応）

〔 農地転用に係る事務・権限については、地方公共団体がその役割を適切に担えるよう、地方の意見を踏まえつつ、2014 年度内に、農地の確保のための施策の在り方等とともに農地転用事務の実施主体や国の関与等の在り方について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。〕

(参考) 平成 27 年 1 月 9 日 国と地方の協議の場 安倍晋三内閣総理大臣挨拶 抜粋

地方分権改革の推進は、地方創生の極めて重要なテーマです。地方から多種多様な提案を数多くいただいておりますが、政府としても積極的に受け止め、できる限り実現すべく調整を行っているところです。速やかに、政府としての対応方針を取りまとめていく考えです。

平成26年の地方分権改革に関する提案募集方式に係る取組状況

- 4月30日 地方分権改革推進本部（本部長：安倍内閣総理大臣）「地方分権改革に関する提案募集の実施方針」を決定
- 5月20日～7月15日 提案募集受付
- 8～10月 地方分権改革有識者会議提案募集検討専門部会（14回開催 合計約85時間）
提案団体、地方三団体、各府省からのヒアリング、対応方針に関する中間取りまとめの検討など
<5～1月 農地・農村部会（10回開催 合計約20時間）>
- 10月29日 地方分権改革有識者会議「平成26年の地方からの提案に関する当面の方針」（中間取りまとめ）を決定
- 11～1月 関係府省との調整
- 1月9日 国と地方の協議の場
- 1月15日 地方分権改革有識者会議 対応方針案の了承
- 1月30日 地方分権改革推進本部・閣議 対応方針の決定
- 3月20日 法律改正により措置すべき事項について、第5次地方分権一括法案を閣議決定し、国会に提出

提案募集検討専門部会における審議状況

会合	月日	内容・開催時間
第1回	8月1日(金)	<有識者会議との合同会議>
第2回	8月19日(火)	提案地方公共団体等からのヒアリング (7時間20分)
第3回	8月21日(木)	提案地方公共団体等からのヒアリング (7時間)
第4回	8月26日(火)	提案地方公共団体等からのヒアリング (4時間05分)
第5回	8月27日(水)	提案地方公共団体等からのヒアリング (3時間50分)
第6回	9月3日(水)	内閣官房、経済産業省等、消費者庁からの第1次ヒアリング (6時間25分)
第7回	9月4日(木)	内閣府、法務省等、環境省、文部科学省からの第1次ヒアリング (5時間30分)
第8回	9月8日(月)	厚生労働省からの第1次ヒアリング (7時間40分)
第9回	9月11日(木)	国土交通省、農林水産省からの第1次ヒアリング (5時間30分)
第10回	9月16日(火)	国土交通省、経済産業省、地方三団体からの第1次ヒアリング (4時間15分)
第11回	9月18日(木)	<有識者会議との合同会議>
第12回	9月19日(金)	経済産業省、国土交通省からの第1次ヒアリング、ヒアリングを行わない事項 (5時間10分)
第13回	10月17日(金)	消費者庁、経済産業省、厚生労働省、環境省からの第2次ヒアリング (7時間40分)
第14回	10月20日(月)	法務省等、環境省、経済産業省等、国土交通省からの第2次ヒアリング (6時間15分)
第15回	10月24日(金)	経済産業省、厚生労働省、国土交通省、文部科学省等からの第2次ヒアリング (6時間30分)
第16回	10月27日(月)	農林水産省、厚生労働省からの第2次ヒアリング、中間取りまとめ案の検討 (7時間45分)
第17回	10月29日(水)	<有識者会議との合同会議>

提案地方公共団体等からのヒアリング : 22時間15分

関係府省からの第1次ヒアリング等 : 34時間30分

関係府省からの第2次ヒアリング等 : 28時間10分

審議時間総計(有識者会議との合同会議を除く) : 84時間55分

地方分権改革有識者会議 議員 (◎は座長、○は座長代理)

かしわき 柏木	ひとし 斉	株式会社リクルートホールディングス相談役 (経済同友会 地方分権・道州制委員会委員長)
ごとう 後藤	はるひこ 春彦	早稲田大学大学院教授 (都市計画)
◎小早川	こばやか みつお 光郎	成蹊大学法科大学院教授 (行政法)
しらいし 白石	かつや 勝也	松前町長 (愛媛県)
◎神野	じんの なおひこ 直彦	東京大学名誉教授 (財政学)
せいいち 勢一	ともこ 智子	西南学院大学教授 (行政法)
たにぐち 谷口	なおこ 尚子	東京工業大学准教授 (政治学)
ひらい 平井	しんじ 伸治	鳥取県知事
もり 森	まさし 雅志	富山市長

地方分権改革有識者会議 提案募集検討専門部会 構成員 (◎は部会長)

いそべ 磯部	てつ 哲	慶應義塾大学法科大学院教授 (行政法)
いとう 伊藤	まさつぐ 正次	首都大学東京大学院社会科学部教授 (行政学)
◎小早川	こばやか みつお 光郎	成蹊大学法科大学院教授 (行政法)
せいいち 勢一	ともこ 智子	西南学院大学法学部教授 (行政法)
◎高橋	たかはし しげる 滋	一橋大学大学院法学研究科教授 (行政法)
やまもと 山本	りゅうじ 隆司	東京大学大学院法学政治学研究科教授 (行政法)

提案募集方式についての石破内閣府特命担当大臣からの発言

○平成26年9月26日（金）閣僚懇談会（抜粋）

地方分権改革は、内閣の最大の課題である地方創生の中核をなす重要な改革の一つです。本年から、「地方分権改革に関する提案募集方式」を導入し、地方の熱心な取組により、子育て、地域医療、まちづくり・産業など、幅広い分野で1,000件近くに上る提案をいただきました。

しかしながら、この提案に対し、8月末に提出された関係府省からの第1次回答では、その8割弱が「対応不可」となっております。また、重点事項については、地方分権改革有識者会議の提案募集検討専門部会において関係府省ヒアリングを行いました。現行制度の説明に終始した回答もあったと承知しています。

本日、関係府省からの第1次回答に対する地方からの意見の公表と併せて、内閣府から関係府省に対し、地方からの提案に関する再検討要請を行います。政府として地方分権を推進する立場から、地方からの提案をいかにして実現するかという姿勢を基本に取り組むとともに、仮に提案に実現困難な部分がある場合にも、その理由を、制度を所管する関係府省が具体的な根拠を示して明確かつ迅速に説明する必要があります。

関係閣僚におかれては、縦割りを排し、地方の個性を尊重し、やる気、熱意、知恵のある地方を応援する観点から、提案の実現に向けて強力なリーダーシップを発揮していただきますよう、お願いいたします。

○平成26年11月7日（金）閣僚懇談会（抜粋）

地方分権改革に関する地方からの提案については、9月末の閣僚懇談会において、その実現に向けた積極的な取組をお願いし、その後、10月29日の地方分権改革有識者会議において「地方からの提案に関する当面の方針」を決定しました。これまでの関係大臣の御努力に感謝申し上げます。

しかしながら、まだ結論が出ていないものも数多く残っています。地方からの期待が大きい地方分権改革の推進は、政府の最重要課題である地方創生に不可欠の要素であるとの認識に立って、提案の実現に向け断固とした決断を行うべき段階を迎えています。

このため、対応方針を取りまとめる年末まで時間は限られていますが、関係大臣におかれましては、提案の最大限の実現に向けて強力なリーダーシップを発揮していただきますようお願いいたします。

また、現行規定で対応可能であるという提案に対しても、どうすればできるのかを具体的かつ丁寧に説明するとともに、対応困難な提案に対しても、合理的な理由を示し納得を得ることが重要でありますので、これらの点についても関係大臣の御指導をお願いいたします。

※副大臣会議（平成26年10月2日）において平内閣府副大臣より、次官連絡会議（平成26年9月26日、11月7日）において松山内閣府事務次官より同様の発言あり

地方からの提案に関する対応方針別の分類状況

対応方針 区分					小計 (A)	実現でき なかった もの (B)	合計 (C) =A+B	実現・対応の割合 (A)/(C)		
		提案の 趣旨を 踏まえ 対応	うち手挙げ 方式に より実現	現行規定 で対応可 能				対応方針 a	H26.10時点 b	割合の向上 a - b (ポイント)
類型① 新規事項等	重点事項(有識者会議で ヒアリング等を行った事項)	121	7	16	137	26	163	84.0%	43.6%	+40.4
	重点事項以外	87	0	61	148	157	305	48.5%	33.8%	+14.7
	小計	208	7	77	285	183	468	60.9%	37.1%	+23.8
	うち、補助要綱等に係る規制緩和	28	0	17	45	53	98	45.9%	27.9%	+18.0
類型②	農地・農村部会で 議論する事項	55	0	1	56	11	67	83.6%	5.9%	+77.7
①+② 合計		263	7	78	341	194	535	63.7%	33.2%	+30.5

地方からの提案に関する対応方針別の分類状況

区分		対応方針			小計 (A)	実現できなかったもの (B)	合計 (C) =A+B	実現・対応の割合 (A)/(C)			(参考) 集計除外		
		提案の趣旨を踏まえ対応	うち手挙げ方式により実現	現行規定で対応可能				対応方針 a	H26.10時点 b	割合の向上 a - b (ポイント)			
類型① 新規事項等	重点事項(有識者会議でヒアリング等を行った事項)	121	7	16	137	26	163	84.0%	43.6%	+40.4	2	2	0
	重点事項以外	87	0	61	148	157	305	48.5%	33.8%	+14.7	32	26	6
	小計	208	7	77	285	183	468	60.9%	37.1%	+23.8	34	28	6
	うち、補助要綱等に係る規制緩和	28	0	17	45	53	98	45.9%	27.9%	+18.0	16	10	6
類型②	農地・農村部会で議論する事項	55	0	1	56	11	67	83.6%	5.9%	+77.7	13	13	0
①+② 合計		263	7	78	341	194	535	63.7%	33.2%	+30.5	47	41	6
類型③	これまでに議論されてきており、その後の情勢の変化等のない事項	129	2	25	154	177	331	46.5%	11.2%	+35.3	22	13	9
(参考)①+②+③		392	9	103	495	371	866	57.2%	24.7%	+32.5	69	54	15
うち、補助要綱等に係る規制緩和		28	0	17	45	53	98	45.9%	27.9%	+18.0	16	10	6

平成 27 年 1 月 30 日 地方分権改革推進本部 (第 7 回会合) 安倍晋三内閣総理大臣 挨拶

地方分権改革は、地域が自らの発想と創意工夫により、魅力あふれる地域を創る基盤となるものであり、地方創生の極めて重要なテーマであります。

安倍内閣では、第 1 次内閣から地方分権改革に熱心に取り組んでまいりました。

今年度、新たに、地方公共団体に対し、地域の具体的な事例に基づいた現場の生の声を募ったところ、数多くの提案を寄せていただきました。

これらを、国と地方が真摯に議論を尽くし、一つ一つ丁寧に検討した結果、地方創生などの重点事項については 8 割を超える項目が実現するなど、現場に密着した、きめ細やかな課題が数多く解決され、着実な成果を得ることができました。

とりわけ、地方六団体から実現要望の強かった「農地転用関係」については、農地の総量確保を担保しつつ、転用許可権限を地方公共団体に移譲することといたしました。

地方の熱意が、長年の懸案を突破し、地方分権改革に新たなページを開きました。やればできる。やる気のある地方を応援するのが、安倍内閣の地方分権改革であり、地方創生であります。

関係大臣におかれては、本日決定する「対応方針」に基づき取組を進めていただきたいと思います。そして、地方の発意に根差した改革を今後更に推進できるよう、引き続き、リーダーシップを発揮していただきたいと思います。



平成 27 年 2 月 12 日 第 189 回国会における 安倍内閣総理大臣 施政方針演説（抜粋）

五 地方創生

（地方目線の行財政改革）

熱意ある地方の創意工夫を全力で応援する。それこそが、安倍内閣の地方創生であります。

地方の努力が報われる、地方目線の行財政改革を進めます。それぞれの地方が、特色を活かしながら、全国にファンを増やし、財源を確保する。ふるさと納税を拡大してまいります。手続も簡素化し、より多くの皆さんに、地方の応援団になってほしいと思います。

地方分権でも、霞が関が主導する従来のスタイルを根本から改め、地方の発意による、地方のための改革を進めてまいります。地方からの積極的な提案を採用し、農地転用などの権限を移譲します。更に、国家戦略特区制度を進化させ、地方の情熱に応じて規制改革を進める「地方創生特区」を設けてまいります。

平成26年の提案募集の取組の総括

提案募集検討専門部会
部会長 高橋滋

1 成果の主要因

① 提案募集方式の利点の活用

- ・ 現場の具体的な支障に基づく説得力のある提案
～多彩な改革課題の抽出が可能
- ・ 制度改正に限らない柔軟な解決
～制度改正のみならず、運用改善を含めた多様な選択肢の検討
- ・ 「手挙げ方式」という新たな権限移譲の方式の積極活用

② 部会での時間をかけた議論

- ・ 重点事項の設定
- ・ 各府省ヒアリング等を通じた十分な論点の整理、対応の方向性の検討
～関係府省等との粘り強い対話
(各府省への再検討要請時に、部会としての詳細な関心事項を文書で提示し、検討を依頼)

③ 農地制度に関する地方側の取組(地方六団体提言)

- ・ 地方六団体が意見の相違を乗り越え、提言を取りまとめ
- ・ 従来の権限移譲だけを求める要望ではなく、農地の総量確保の具体的な制度設計を行うなど、農地制度の在り方全体について提言
- ・ 首長によるプロジェクトチーム、各団体の農地制度担当次長・課長によるワーキンググループを開催
～権限移譲に伴う農地の確保に関する懸念について一つ一つ掘り下げて議論
～今後の地方分権改革推進のモデルケース

＜事例1 : 市町村水道事業の認可・監督権限の都道府県への移譲＞

＜事例2 : 開発許可に係る開発審査会の運用見直し＞

2 平成26年の取組で現れた課題

- ① 支障事例や実現効果の提示が明確でない提案があったこと
(例) 営業所が複数都道府県に跨る業者に係る建設業の許可の移譲
- ② 財源問題に最終的に帰着する提案があったこと
(例) 多子世帯保育料軽減制度における同時入所要件の撤廃
- ③ 提案の広がり、汎用性に課題がみられた提案があったこと

3 「対応方針」での検討事項のフォローアップ

年末の対応方針の決定に向けて、秋頃までに論点整理・対応の方向性の検討が必要

(参考)「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月20日閣議決定)での検討事項で、今般、権限移譲を行うこととしたもの

- ・ 毒物及び劇物取締法に基づく特定毒物研究者の許可
- ・ 農地法に基づく農地転用許可
- ・ 火薬類取締法に基づく火薬類の製造・販売・消費等の許可
- ・ 高圧ガス保安法に基づく高圧ガスの製造・貯蔵等の許可
- ・ 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に基づく確認事務
- ・ 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律に基づく支援措置に係る認定等
- ・ 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律に基づく使用者への技術基準適合命令等

平成27年の提案募集の実施について

- **提案募集の実施方針(平成26年4月30日地方分権改革推進本部決定)に基づき引き続き実施**
 - － 地方創生の本格展開を踏まえ、地方創生に関する提案等を重点事項としてヒアリング
 - **募集を前倒しし、準備・検討期間を充実**
 - － 3月末に着手
 - **提案の最大限の実現を図るため、事務手続きを若干見直し**
 - (1) **提案団体には、事前相談を必ず行っていただくよう依頼**
 - － 事前相談のあった提案は、支障事例や制度改正による効果の説明を中心に一つ一つ丁寧に議論・助言
 - － 一定の広がりを持ち、説得力ある提案となるよう、共同提案や提案内容の他団体による補充を推奨
 - (2) **次のような単年度で結論を得ることが難しい提案は、有識者会議の審議を経て、支障事例等が具体的に示された段階で各省調整を開始**
 - ① 最近の閣議決定で見直しの方向性が決定されており、その効果を検証するのに十分な期間が経過していない事項に関する提案であって、その後の新たな情勢変化等の記述がないもの
 - ② 現行制度の支障事例、制度改正による効果等制度改正の必要性が具体的に示されていないもの
 - (3) **補助金関連の提案(補助要綱等の規制緩和)は、関係府省に照会し予算編成過程での検討を求めた上、予算編成後に回答を取りまとめ**
- ※ ただし、要綱等による義務付け・枠付けや必置規制について、特に地方分権の観点からの議論が必要と考えられるものは、通常の提案と同様に取り扱う

平成27年の地方からの提案募集のスケジュールについて(案)

平成27年のスケジュール		(参考)平成26年のスケジュール	
提案団体、所管府省	推進本部、有識者会議、専門部会等	提案団体、所管府省	推進本部、有識者会議、専門部会等
3月	中旬		
	下旬	3/19 地方分権改革有識者会議・提案募集検討専門部会合同会議	
4月	上旬		4/2 地方分権改革有識者会議 (提案募集方式の概要)
	中旬		
	下旬		4/30 地方分権改革推進本部 (実施方針決定)
5月	上旬		
	中旬		
	下旬		
6月	上旬		
	中旬	6月中下旬 提案募集検討専門部会？	5/15 事前相談
	下旬		5/20 募集受付
7月	上旬	7月上旬 地方分権改革有識者会議・提案募集検討専門部会合同会議	
	中旬	7月中下旬 重点事項について提案団体から集中ヒアリング	
	下旬		

8月	上旬					8/1 地方分権改革有識者会議・提案募集検討専門部会同会議(重点事項の決定等)
	中旬	提案団体、地方六団体 への意見照会	8月上旬 提案募集検討専門部会(所管府省から集中ヒアリングIR)	所管府省への検討要請 7/25 8/8	8/19,21,26,27 提案募集検討専門部会 (重点事項について提案団体から集中ヒアリング)	
9月	下旬		8月下旬 地方分権改革有識者会議・提案募集検討専門部会同会議	提案団体、地方六団体 への意見照会 8/29 9/9 12	9/3,4,8,11,16,19 提案募集検討専門部会 (重点事項について所管府省から集中ヒアリングIR、地方三団体からヒアリング)	
	上旬	8月末～9月中旬 所管府省への 再検討要請			9/18 地方分権改革有識者会議・提案募集検討専門部会同会議(所管府省からの第1次回答の状況)	
10月	下旬		9月下旬 提案募集検討専門部会(所管府省から集中ヒアリング)、地方三団体からヒアリング)	9/26 所管府省への 再検討要請 10/10	10/17,20,24,27 提案募集検討専門部会 (所管府省からヒアリングIR、当面の方針(中間取りまとめ)案の検討)	
	上旬				10/29 地方分権改革有識者会議・提案募集検討専門部会同会議(当面の方針(中間取りまとめ)決定)	
11月	下旬					
	中旬	政務折衝		9/26 所管府省への 再検討要請 10/10	11/21 衆議院解散	
12月	下旬		11月下旬 地方分権改革有識者会議・提案募集検討専門部会同会議(対応方針案了承)		12/2 衆議院選公示	
	上旬				12/15 衆議院選投票	
1月	中旬		12月中旬 地方分権改革推進本部(対応方針決定) 12月中旬 閣議(対応方針決定)			
	上旬				1/15 地方分権改革有識者会議・提案募集検討専門部会同会議(対応方針案了承)	
1月	中旬				1/30 地方分権改革推進本部(対応方針決定)	
	下旬			政務折衝	1/30 閣議(対応方針決定)	

※対応方針において、今後検討することとした事項については、平成27年秋にフォローアップを行う。

提案募集について御不明な点等ございましたら、
下記連絡先までお問い合わせください。

【連絡先】

内閣府地方分権改革推進室

提案募集総括担当 伊丹、塩川、石川、赤井

電話：03-3581-2437